

令和7年度前期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示します。

令和7年3月3日

福井県知事 杉 本 達 治

1 実施する検定職種（作業）及び等級区分

実施する検定職種（作業）及び等級区分は次のとおりとします。

(1) 1級及び2級

職 種	作 業
造園	造園工事作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
金属熱処理	一般熱処理作業
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業
	高周波・炎熱処理作業
機械加工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御フライス盤作業
	平面研削盤作業
	円筒研削盤作業
	ボブ盤作業
	マシニングセンタ作業
非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工作業
	ワイヤ放電加工作業
	レーザー加工作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	製缶作業
	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業
	ダクト板金作業
めっき	電気めっき作業

仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
建設機械整備	建設機械整備作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
プラスチック成形	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	真空成形作業
石材施工	石張り作業
とび	とび作業
左官	左官作業
タイル張り	タイル張り作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	シーリング防水工事作業
	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
	F R P防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	化粧フィルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
化学分析	化学分析作業
表装	壁装作業
塗装	建築塗装作業
フラワー装飾	フラワー装飾作業

(2) 3級

職 種	作 業
造園	造園工事作業
金属熱処理	一般熱処理作業
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業
	高周波・炎熱処理作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンタ作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
左官	左官作業
化学分析	化学分析作業
フラワー装飾	フラワー装飾作業

(3) 等級を区分しないもの（単一等級）

職 種	作 業
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカーク工事作業
	加熱ペイントマシンマーカーク工事作業
塗料調色	調色作業

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行います。

3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

福井県手数料徴収条例（平成12年3月21日福井県条例第2号）で定める額とします。

※詳しくは、福井県職業能力開発協会が配布する技能検定受検案内を確認してください。

イ 実施期日

実技試験は、令和7年6月10日（火）から9月9日（火）まで（金属熱処理を除く3級は令和7年6月10日（火）から8月10日（日）まで）の間において、別途福井県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途福井県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表

実技試験の試験問題は、受検申請者あてに送付します（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがあります）。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、令和7年7月13日（日）、8月24日（日）、8月31日（日）及び9月7日（日）のうち、別途福井県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途福井県職業能力開発協会から通知します。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

- ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）を含む）
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- ウ 手数料

(2) 提出先

福井県職業能力開発協会

所在地 〒910-0003 福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル4階

電話 0776-27-6360

(3) 受付期間

令和7年4月7日（月）から4月18日（金）まで

5 合格の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を令和7年10月1日（水）、金属熱処理を除く3級については令和7年8月29日（金）に福井県のホームページで発表します。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福井県職業能力開発協会から書面で通知されます。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には都道府県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付されます。

6 その他

技能検定について不明な点は、福井県職業能力開発協会（電話 0776-27-6360）又は福井県産業労働部労働政策課（電話 0776-20-0388）までお問い合わせください。